



9784871541176



1923036016007

ISBN978-4-87154-117-6  
C3036 ¥1600E

定価 本体1600円+税  
あけび書房

# 日本の奨学金はこれでいいのか！

奨学金という名の貧困ビジネス

奨学金問題対策  
全国会議「編」

あけび書房

あけび書房

# 日本の奨学金は これでいいのか！

奨学金という名の  
貧困ビジネス

奨学金問題対策全国会議「編」

伊東達也、岩重佳治、大内裕和  
藤島和也、三宅勝久 著

## 三宅勝久 (みやけ かつひさ)

ジャーナリスト

1965年岡山県生まれ。フリーカメラマンとして中南米・アフリカの紛争地などを取材、山陽新聞記者を経て2002年からフリージャーナリスト。「債権回収屋G—野放しの闇金融」で第12回『週刊金曜日』ルポルタージュ大賞優秀賞受賞。2003年、同誌に連載した武富士批判記事をめぐって同社から1億1000万円の賠償を求める訴訟を起こされ、最高裁で勝訴確定。不当訴訟に対する損害賠償を同社と創業者の武井保雄氏から勝ち取る。

著書に、『サラ金・ヤミ金大爆発—亡国の高利貸』、『悩める自衛官—自殺者急増の内幕』、『自衛隊員が死んでいく—“自殺事故”多発地帯からの報告』(いずれも花伝社)、『武富士追及—言論弾圧裁判1000日の闘い』(リム出版新社)、『自衛隊という密室—いじめと暴力、腐敗の現場から』(高文研)、『債権鬼は眠らず—サラ金崩壊時代の収奪産業レポート』(同時代社)、『日本を滅ぼす電力腐敗』(新人物文庫)など。近刊に『自衛隊員が泣いている—壊れゆく“兵士”の命と心』(花伝社)など。

### 日本の奨学金はこれでいいのか！

2013年10月25日 第1刷発行

編者——奨学金問題対策全国会議

著者——伊東達也、岩重佳治、大内裕和  
藤島和也、三宅勝久

発行者——久保 則之

発行所——あけび書房株式会社

102-0073 東京都千代田区九段北1-9-5

☎ 03. 3234. 2571 Fax 03. 3234. 2609

akebi@s.email.ne.jp <http://www.akebi.co.jp>

組版／アテネ社 印刷・製本／藤原印刷

ISBN978-4-87154-117-6 C3036

## 大内裕和 (おおうち ひろかず)

1967年生まれ。

現在、中京大学国際教養学部教授(教育学・教育社会学専攻)。関心領域は「貧困と教育」、「社会階層と教育」、「教育の新自由主義」など。新自由主義グローバリズムによる若年層の貧困化や中間層の解体現象に最近では強い関心をもつ。北海道・札幌の教員との会話と講義で教える学生の実態から奨学金問題の重要性に気がつく。

奨学金問題対策全国会議共同代表。

著書に、『教育基本法改正論批判』(白澤社)、『愛国心と教育』(日本図書センター)、『民主党は日本の教育をどう変える』(岩波ブックレット)など。

## 藤島和也 (ふじしま かずや)

1985年北海道生まれ。高校を卒業後、私立北星学園大学に進学し奨学金とアルバイトで大学に通う。その後、学費捻出のために2年間の休学を経て、私立北海学園大学の夜間部へ編入。大学卒業後は奨学金を研究テーマに北海道大学の大学院へ進学。現在は2013年度後期の学費を捻出できないため、退学を視野に含め休学し、求職活動中。奨学金の負債総額は1000万円を超える。

現在、北海道大学大学院生(修士2年)、北海道学費と奨学金を考える会「インクル」代表。

ブログ：「奨学金返済難民のための基礎知識」

<http://digital-uni.hatenablog.com>

よって支えられていると実感できる奨学金制度の実現は、大学で身に付けた知識や能力を社会に還元しようという自発的意志を多くの若者に芽生えさせます。教育費負担が軽減されれば、少子化に歯止めがかかります。給付型奨学金がもたらす社会にとっての「利子」は絶大だと思います。

教育における「格差と貧困」を是正するための奨学金が金融事業化することによって、「奨学金」という名のローン」となり、むしろ「格差と貧困」を新たに生み出す装置となってしまっています。有利子の無利子化、給付型奨学金の導入などによって、「奨学金」という名のローン」を真の意味での奨学金に変えていかなければなりません。より良い奨学金制度によって教育における「格差と貧困」を是正し、人びとの「教育を受ける権利」を保障していくことが、日本社会にとって急務の課題だと思います。

## 第2章 ● ルポ・奨学金地獄

### 若者の借金奴隷化をたくらむ

#### 「日本学生支援機構」

—延滞金を膨らませて骨までしゃぶる奨学金商法

ジャーナリスト 三宅勝久

機構のような貸与型は公的機関のものであっても学生ローン (student loan) と表現されます。学生支援機構がやっている「奨学金」は本来の意味での奨学金ではなく、学生ローンの一種なので、筆者は「奨学金」とカギカッコをつけることにします。

ちょうどA子さんの事件が起きたのと同じ2010年のことですが、今瞭美弁護士のところにはKさんという男性から相談が寄せられました。旧日本育英会、現在は日本学生支援機構という独立行政法人が貸与したお金——つまり「奨学金」についての相談です。筆者は今弁護士を通じてKさんを紹介していただき、話を聞かせてもらいました。

Kさんは日本学生支援機構から支払督促を起こされていました。支払督促とは、裁判所を通じて借金を取り立てる制度です。債権者など金銭を回収したい人が裁判所に申し立てます。申し立てがあると、裁判所は債務者に督促通知を送ります。通知を受けた側は2週間以内に異議申し立てをすることができます。異議を申し立てた場合は訴訟に移行します。異議がなければ督促内容が確定して、判決と同様の効力を持ちます。そういう法的な手続きです。

Kさんが受けた支払督促には、請求額として次のように記されていました。

- 1 155万8069円 (元金)
- 2 133万402円

#### 内訳

- ① 28万6462円 (利息)
- ② 105万2940円 (確定損害金)

1と2をあわせて約290万円を一括で払えという内容です。Kさんはとまどいました。まさかこういう形で請求されるとは思わなかったからです。請求金額にも疑問がありました。1の元金約156万円と2①の利息28万円を合わせた約184万円については異論はありません。しかし2②の「確定損害金」105万円は納得することができませんでした。

確定損害金とはいわゆる延滞金のことです。日本育英会時代からの規定で、支払いを滞った場合は年利10%の延滞金を取るのがあります。105万円とは、この延滞金規定を根拠に算出された金額でした。これに納得できないというのは、以下のような経緯があったからです。

1992年、Kさんは京都府内の私立大学を卒業し、出身地の釧路に戻って中学校の先生になりました。学生時代の4年間、日本育英会から月額4万5000円の「奨学金」を借りました。4年間で216万円です。第二種という年間利息が3%のものでした。卒業後しばらくは順調に返済していたのですが、50万円ほど返したところで問題が起きてしまいます。家業の資金繰りが苦しくなり、そのためにKさんが借金をしなければならなくなったのです。そしてそ

：財源確保については政府において対応されるものであるが、機構においては、例えば、返還者が延滞の際に課せられる延滞金を回収のための特別の経費として充てることや、同じように返還金の一部を回収のための経費として充てるといった方策も含めて、回収のための財源の確保について、関係機関との協議を進め、実現を図ることが望まれる。

延滞金を回収費用に充てる。早い話がそう言っているわけです。回収現場でなぜかたくなに延滞金にこだわるのか、その理由が透けてみえるように思います。

日本学生支援機構の会計資料によれば、2010年度の利息収入は232億円、2011年度275億円、2012年度318億円。延滞金収入は2010年度37億円、2011年度が41億円、2012年度43億円と増加傾向にあります。

利息・延滞金で年間360億円（12年度）もの収入です。そして、日本学生支援機構の説明によれば、これらのお金の行き先は「経常収益」、つまり「儲け」に計上されています。特に延滞金のはほとんどは「雑収入」です。つまり、延滞金の回収にいくら励んだところで「原資」とは何の関係もないのです。

むしろ、延滞金に固執すれば原資の回収は遅れます。回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、本当に原資を回収して不良債権を減らしたいというのであれば、元本から回収すべきです。それをしないのは、「利益」こそが回収強化の真の狙いだからではないでしょうか。なお、2012年度の総利益は39億円、純資産は前年度29億円増の561億円です。

360億円にのぼる延滞金と利息収入。利息の大半は財政融資資金という政府から借りた金の利払いに充てられます。「日本学生支援機構債」などを発行して債券市場から集めた資金が財源です。もうひとつの金の行き先が、銀行と債権管理回収業者（サービサー）です。2010年度期末で民間銀行からの借入残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円にもなりません。2011年度は18億円、2012年度は16億円。2013年8月現在の銀行借り入れ残高は4580億円です。また、サービサーへの委託状況は次のとおりです。

2010年度はエム・ユー・フロンティア債権回収会社と日立キャピタル債権回収会社が延滞債権回収業務を受託。エム社が89338万円（回収額14億3533万296円）、日立が1億5240万円（同13億6037万8452円）を売り上げています。2012年度の実績は、エム社の売り上げ1億3471万円（同20億3927万9475円）、日立が1億7826万円（同21億9545万3081円）です。

銀行やサービサーのみならず、訴訟を担当する弁護士にとっても大きなビジネスチャンスです。支援機構の顧問弁護士・弁護士法人は10人（法人）足らず。すべて随意契約です。この人数で、年間1万件的支払督促のうち、職員が代理人をしているものを除くすべてを処理しています。関東一円の取り立てを一手に引き受けている熊谷綜合法律事務所は、月の賃料が200